

資料の記載内容の一部訂正について

今年度実施した令和3年度東京都地域包括支援センター職員研修(初任者研修)において、配布資料の内容に一部誤りがありましたので、以下のとおり訂正させていただきます。

《訂正内容①》

資料5 包括的継続的ケアマネジメント支援業務
スライド18「地域特性の理解と地域ケア会議」

【誤】

*現在、介護保険事業計画第7期の3年目

【正】

*現在、介護保険事業計画第8期の1年目

《訂正内容②》

資料6 介護予防ケアマネジメントプロセス
スライド22「地域包括支援センターが行うケアマネジメントの種類」

【誤】

●介護予防支援（要支援認定者及び第2号被保険者）

【正】

●介護予防支援（**要支援認定者**）

《訂正内容③》

資料6 介護予防ケアマネジメントプロセス
スライド58及びスライド62

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」

【誤】

●最終改正：平成二七年三月三十一日厚生労働省令第五七号

【正】

●最終改正：**平成三十年四月一日施行(厚生労働省令第四号)**

《訂正内容④》

資料6 介護予防ケアマネジメントプロセス

スライド58 モニタリングの根拠条文について

【誤】

第30条 一二項

担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取しなければならない。

【正】

●第30条 一六項

担当職員は、第十四号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第一百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ハ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること

皆様に深くお詫び申し上げます。大変失礼致しました。